

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

告示	ページ
地方税法又は北九州市市税条例に定める申告等に関する期限の指定【 財政局税務部税制課】	506
公 告	
大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域産業振興 部商業振興課】	507
北九州都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦 覧【建築都市局折尾総合整備事務所工事課】	511
北九州都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（2件）【建築 都市局折尾総合整備事務所工事課】	512
病 院 局	
北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程【病院局看護専門 学校教務課】	514
訂 正	
第2760号の訂正【建設局総務部管理課】	516

北九州市告示第49号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限について、平成23年北九州市告示第89号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成24年3月29日までの間に到来するものについて、平成24年3月30日とする。

平成24年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

都道府県名	地 域
宮城県	石巻市、東松島市及び女川町
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楳葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

北九州市公告第176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市八幡東区東田一丁目7番21号  
コジマNEW八幡店
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
株式会社コジマ  
代表取締役 寺崎悦男
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
  - (1) 変更前  
株式会社コジマ  
代表取締役 小島章利
  - (2) 変更後  
株式会社コジマ  
代表取締役 寺崎悦男
- 4 変更の年月日  
平成22年2月16日
- 5 変更する理由  
代表者の変更による。
- 6 届出年月日  
平成24年2月29日
- 7 縦覧場所
  - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年3月13日から平成24年7月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年7月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 1 7 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 4 年 3 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 8 番 1 号  
コジマ N E W 小倉東インター店
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目 1 番 8 号  
株式会社コジマ  
代表取締役 寺崎悦男
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
  - (1) 変更前  
株式会社コジマ  
代表取締役 小島章利
  - (2) 変更後  
株式会社コジマ  
代表取締役 寺崎悦男
- 4 変更の年月日  
平成 2 2 年 2 月 1 6 日
- 5 変更する理由  
代表者の変更による。
- 6 届出年月日  
平成 2 4 年 2 月 2 9 日
- 7 縦覧場所
  - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年3月13日から平成24年7月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年7月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第178号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建築都市局折尾総合整備事務所工事課において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・200号折尾東西線

3・4・200号折尾東西線及び3・4・199号折尾南北線

北九州市公告第179号

北九州都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成24年福岡県告示第382号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・200号折尾東西線	北九州市八幡西区北鷹見町、南鷹見町及び東折尾町地内

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号  
北九州市建築都市局折尾総合整備事務所工事課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第180号

北九州都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成24年福岡県告示第383号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月13日

北九州市長 北橋 健治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・200号折尾東西線及び 3・4・199号折尾南北線	北九州市八幡西区北鷹見町、南鷹見町 及び中須二丁目

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号  
北九州市建築都市局折尾総合整備事務所工事課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市病院局管理規程第2号

北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月13日

北九州市病院局長 南 本 久 精

北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程

北九州市立看護専門学校学則（平成9年北九州市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第1条の2 専門学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 北九州市立看護専門学校

（2） 位置 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

第11条中「授業科目」を「校長は、授業科目」に、「者には」を「者に対し」に、「認定のうえ」を「、単位認定会議を経て」に改める。

第25条第1項中「運営会議」を「、運営会議、単位認定会議」に改める。

別表の基礎分野の科学的思考の基盤の項中

教育学	1	を
-----	---	---

教育学	1	に
情報科学	1	

改め、同表の基礎分野の人間と生活・社会の理解の項中

人間工学	1	を
レクレーション技術	1	

人間工学	1	に
------	---	---

改め、同表の専門基礎分野の疾病の成り立ちと回復の項中「疾病の治療論ⅡF」を「疾病の治療論Ⅲ」に改め、同表の専門分野Ⅱの老年看護学の項中

老年看護学ⅡB	1	を
老年看護学ⅡC	1	

老年看護学ⅡB	2	に
---------	---	---

改め、同表の専門分野Ⅱの小児看護学の項中

小児看護学ⅡB	1	を
小児看護学ⅡC	1	

小児看護学ⅡB	2	に改める。
---------	---	-------

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の北九州市立看護専門学校学則別表の規定は、平成24年度以後に入学する者から適用し、平成24年3月31日までに入学した者については、なお従前の例による。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2760号	478	上から13行目及び15行目	小倉南区	小倉北区

注 上記表中、訂正箇所の項の行数は罫線を含む。